

令和 6 年度 米子市会計年度任用短時間勤務職員採用試験 受 験 案 内

- 事務補助 ○社会福祉法人指導監査事務員
- 介護保険料徴収及び制度趣旨普及員
- 老人福祉センター職員 ○介護保険要介護認定調査員
- 障害支援区分認定調査員 ○障がい者相談員兼手話通訳者

令和 6 年 1 2 月 2 4 日
米 子 市

【受付期間】

令和 6 年 1 2 月 2 4 日（火） ～ 令和 7 年 1 月 1 6 日（木）

- ・土曜日、日曜日、12 月 30 日、12 月 31 日、1 月 2 日及び 1 月 3 日並びに祝日を除きます。
- ・受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、1 月 16 日必着で受け付けます。

【試験日・試験場所】

試験日	試験場所
令和 7 年 1 月 2 5 日（土） （受付時間） 8 : 3 0 ～ 8 : 5 0	米子市役所本庁舎 4 階 4 0 1 ・ 4 0 2 会議室 （米子市加茂町一丁目 1 番地） *詳しくは応募者に別途お知らせします。

予算編成や予算の議決の状況等によっては、採用にならない場合があります。

1 採用職種・採用予定人員・職務内容

試験区分		採用予定人員	所属課	職務内容
(1)	事務補助	6 人	福祉保健部 内のいずれ かの課	健康対策課、長寿社会課、障がい者支援課のい ずれかの課に所属し、事務の補助業務に従事し ます。
(2)	社会福祉法人 指導監査 事務員	1 人	福祉政策課	社会福祉法人指導監査等に関する業務に従事 します。
(3)	介護保険料徴 収及び制度趣 旨普及員	2 人	長寿社会課	長寿社会課に勤務し、介護保険料の徴収及び介 護保険制度の趣旨の普及に関する業務に従事 します。
(4)	老人福祉 センター職員	1 人	長寿社会課	米子市淀江老人福祉センターに勤務し、窓口業 務、施設・設備管理業務に従事します。
(5)	介護保険 要介護 認定調査員	4 人	長寿社会課	長寿社会課に勤務し、介護保険に関する要介護 認定のため、自宅などを訪問し要介護者の状況 を調査し、調査報告書を作成（パソコンを使用） する業務に従事します。
(6)	障害支援区分 認定調査員	2 人	障がい者 支援課	主として障害福祉サービスの利用に伴う障害 支援区分認定調査業務に従事します。
(7)	障がい者 相談員兼 手話通訳者	1 人	障がい者 支援課	障がい者支援課に勤務し、主として障がい者に 関する相談業務及び手話通訳に従事します。

2 試験日程及び会場

試験日	試験場所
令和7年 1月25日（土） （受付時間）8：30～8：50	米子市役所本庁舎4階401・402会議室 （米子市加茂町一丁目1番地） *詳しくは応募者に別途お知らせします。

3 試験方法及び内容

(1) 事務補助

試験科目	配点	試験の内容	時間
教養試験 （多肢選択式）	100 点	職員として必要な一般的な知識及び知能につい ての筆記試験	60 分
面接試験	200 点	人柄などについての面接試験	15 分程度

(2) 社会福祉法人指導監査事務員

試験科目	配点	試験の内容	解答時間
面接試験	200 点	人柄などについての面接試験	15 分程度

(3) 介護保険料徴収及び制度趣旨普及員

試験科目	配点	試験の内容	解答時間
教養試験 (多肢選択式)	100 点	職員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験	60 分
面接試験	200 点	人柄などについての面接試験	15 分程度

(4) 老人福祉センター職員

試験科目	配点	試験の内容	解答時間
教養試験 (多肢選択式)	100 点	職員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験	60 分
面接試験	200 点	人柄などについての面接試験	15 分程度

(5) 介護保険要介護認定調査員

試験科目	配点	試験の内容	解答時間
面接試験	200 点	人柄などについての面接試験	15 分程度

(6) 障害支援区分認定調査員

試験科目	配点	試験の内容	解答時間
面接試験	200 点	人柄などについての面接試験	15 分程度

(7) 障がい者相談員兼手話通訳者

試験科目	配点	試験の内容	解答時間
面接試験	200 点	手話の技能及び人柄などについての面接試験	15 分程度

○ 合格者の決定

・教養試験と面接試験両試験を受験する必要がある職種については、両試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。面接試験のみを受験する職種については、面接試験の得点の高い順に決定します。

なお、教養試験、面接試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とし、合格者数が採用予定人数を下回る場合があります。

4 受験資格

○各試験区分共通事項 平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた方

普通自動車運転免許（AT 限定可）を有する方

(1) 事務補助

試験区分	資 格
事務補助	パソコンの基本操作（文章作成や表計算ソフトへの入力等）ができる方

(2) 社会福祉法人指導監査事務員

試験区分	資 格
社会福祉法人指導監査事務員	日商簿記検定 2 級以上または銀行業務検定財務 2 級以上を有する方

(3) 介護保険料徴収及び制度趣旨普及員

試験区分	資 格
介護保険料徴収員	パソコンの基本操作（文章作成や表計算ソフトへの入力等）ができる方

(4) 老人福祉センター職員

試験区分	資 格
老人福祉センター職員	甲種防火管理取得または令和 7 年 1 2 月までに取得見込みの人

(5) 介護保険要介護認定調査員

試験区分	資 格
介護保険要介護認定調査員	下記要件をすべて満たす方 ①介護支援専門員、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士のいずれかの資格を有し、または介護職員初任者研修を終了し、介護職員として 1 年以上の経験のある方 ②基本的なパソコン操作（ワード・エクセルの操作）ができる方

(6) 障害支援区分認定調査員

試験区分	資 格
障害支援区分 認定調査員	障がい者福祉または高齢者福祉業務に係る資格を有する方、またはその職務経験のある方

(7) 障がい者相談員兼手話通訳者

試験区分	資 格
障がい者相談員 兼手話通訳者	手話通訳に係る資格を有する方

上記のほか、次に掲げる地方公務員法第 16 条に定める項目に該当する人は、受験できません。

- ・米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 申込み受付期間

令和 6 年 1 2 月 2 4 日（火） ～ 令和 7 年 1 月 1 6 日（木）

- ・土曜日、日曜日、12 月 30 日、12 月 31 日、1 月 2 日及び 1 月 3 日並びに祝日を除きます。
- ・受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、1 月 16 日（木）必着で受け付けます。

6 受験手続

区 分	内 容
提出書類	①受験申込書 及び 自己紹介カード 各 1 部 ②受験資格を有することを証明することができる書類（写し） 各 1 部 ③返信用封筒 1 通 ①について 受験申込書及び自己紹介カードには、必要事項を記載の上、写真を貼付してください。 ②について 受験資格を有することを証明することができる書類の提出を求める職種は以下の職種です。 ・社会福祉法人指導監査事務員 提出書類：日商簿記検定 2 級以上または銀行業務検定財務 2 級以上を証明することができる書類（写し） ・介護保険要介護認定調査員 提出書類：介護支援専門員、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護

	福祉士のいずれかの資格を有することが確認できる終了証等(写し) ・ 障害支援区分認定調査員 提出書類：障がい者福祉または高齢者福祉業務に係る資格を有すると確認することができる修了証等 ・ 障がい者相談員兼手話通訳者 提出書類：手話通訳に係る資格を有することが確認できる登録証又は修了証等 ③について 返信用封筒により受験票を返送しますので、110 円切手を貼り、受取人の郵便番号、住所及び氏名を記入の上、提出してください。
申込先 ※全試験 区分共通	米子市福祉保健部長寿社会課（本庁舎 1 階） 〒683-8686 米子市加茂町一丁目 1 番地 電話（0859）23－5540 [持参により申し込む場合] ○米子市福祉保健部長寿社会課へ、直接ご持参ください。 [郵送で申し込む場合] ○ 封筒の表に赤字で「採用試験受験申込（職種名）」と書いてください。
受験票の 交付	申込者には、後日受験票を郵送しますが、1 月 22 日(水)までに到着しないときは、米子市福祉保健部内の以下の担当各課に問い合わせてください。

○ 受理した提出書類は、返却しません。

○ 詳しいことは、米子市福祉保健部内の以下の担当各課にお尋ねください。

(1) 事務補助	健康対策課	電話(0859)23-5452
	長寿社会課	電話(0859)23-5542
	障がい者支援課	電話(0859)23-5159
(2) 社会福祉法人指導監査事務員	福祉政策課	電話(0859)23-5585
(3) 介護保険料徴収及び制度趣旨普及員	長寿社会課	電話(0859)23-5540
(4) 老人福祉センター職員	長寿社会課	電話(0859)23-5155
(5) 介護保険要介護認定調査員	長寿社会課	電話(0859)23-5542
(6) 障害支援区分認定調査員	障がい者支援課	電話(0859)23-5547
(7) 障がい者相談員兼手話通訳者	障がい者支援課	電話(0859)23-5547

7 合格者の発表

区分	発表時期	発表の方法
最終合格者	令和 7 年 2 月上旬	合格者に対し、電話等により通知します。

8 採用予定日

令和 7 年 4 月 1 日

9 勤務条件等

(1) 事務補助

試験区分	資 格
報 酬	報酬は、 月額 142,064 円(高卒以下) 月額 150,580 円(短大卒) 月額 160,567 円(大学卒) です。 ・このほかに通勤手当相当の額、期末手当及び勤勉手当がそれぞれの条件により支給されます。
勤務時間	勤務時間は、1 週間当たり 30 時間です。 ・1 日の勤務時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間で、1 日につき 7 時間 45 分を限度として割り振られます。
勤務地	勤務地は、米子市役所本庁舎（米子市加茂町 1 丁目 1 番地）または、福祉保健総合センターふれあいの里（米子市錦町 1 丁目 139-3）です。

(2) 社会福祉法人指導監査事務員

試験区分	資 格
報 酬	報酬は、 月額 142,064 円(高卒以下) 月額 150,580 円(短大卒) 月額 160,567 円(大学卒) です。 ・このほかに通勤手当相当の額、期末手当及び勤勉手当がそれぞれの条件により支給されます。
勤務時間	勤務時間は、1 週間当たり 30 時間です。 ・1 日の勤務時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間で、1 日につき 7 時間 45 分を限度として割り振られます。
勤務地	勤務地は、福祉保健総合センターふれあいの里（米子市錦町 1 丁目 139-3）です。

(3) 介護保険料徴収及び制度趣旨普及員

試験区分	資 格
報 酬	報酬は、 月額 142,064 円(高卒以下) 月額 150,580 円(短大卒) 月額 160,567 円(大学卒) です。 ・このほかに通勤手当相当の額、期末手当及び勤勉手当がそれぞれの条件により支給されます。
勤務時間	勤務時間は、1 週間当たり 30 時間です。 ・1 日の勤務時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間で、1 日につき 7 時間 45 分を限度として割り振られます。
勤務地	勤務地は、米子市役所本庁舎（米子市加茂町 1 丁目 1 番地）です。

(4) 老人福祉センター職員

試験区分	資 格
報 酬	報酬は、 月額 142,064 円(高卒以下) 月額 150,580 円(短大卒) 月額 160,567 円(大学卒) です。 ・このほかに通勤手当相当の額、期末手当及び勤勉手当がそれぞれの条件により支給されます。
勤務時間	勤務時間は、1 週間当たり 30 時間です。 ・1 日の勤務時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間で、1 日につき 6 時間が割り振られます
勤務地	勤務地は、米子市淀江老人福祉センター（米子市淀江町淀江 1 1 1 0--1）です。

(5) 介護保険要介護認定調査員

試験区分	資 格
報 酬	報酬は、 月額 158,245 円 です。 ・このほかに通勤手当相当の額、期末手当及び勤勉手当がそれぞれの条件により支給されます。
勤務時間	勤務時間は、1 週間当たり 30 時間です。 ・1 日の勤務時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間で、1 日につき 7 時間 45 分を限度として割り振られます。
勤務地	勤務地は、米子市役所本庁舎（米子市加茂町 1 丁目 1 番地）です。

(6) 障害支援区分認定調査員

試験区分	資 格
報 酬	報酬は、 月額 158,245 円 です。 ・このほかに通勤手当相当の額、期末手当及び勤勉手当がそれぞれの条件により支給されます。
勤務時間	勤務時間は、1 週間当たり 30 時間です。 ・1 日の勤務時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間で、1 日につき 7 時間 45 分を限度として割り振られます。
勤務地	勤務地は、米子市役所本庁舎（米子市加茂町 1 丁目 1 番地）です。

(7) 障がい者相談員兼手話通訳者

試験区分	資 格
報 酬	報酬は、 月額 142,064 円(高卒以下) 月額 150,580 円(短大卒) 月額 160,567 円(大学卒) です。 ・このほかに通勤手当相当の額、期末手当及び勤勉手当がそれぞれの条件により支給されます。
勤務時間	勤務時間は、1 週間当たり 30 時間です。 ・1 日の勤務時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間で、1 日につき 7 時間 45 分を限度として割り振られます。
勤務地	勤務地は、米子市役所本庁舎（米子市加茂町 1 丁目 1 番地）です。

(1)～(7) 共通事項

任用期間	任用期間は、令和 8 年 3 月 31 日までです。 ・任用期間満了後、再度の任用を行う場合があります。再度の任用を行う場合は、採用日から起算して勤続 5 年を超えない範囲内で、年度ごとに勤務実績、健康状態等を考慮の上、決定します。（職の改廃等がある場合を除く） ・再度の任用時において、前年度までの会計年度任用短時間勤務の経験を加えて市長が定める上限の範囲内で、再度報酬月額を定めます。
その他	健康保険（鳥取県市町村職員共済組合）、厚生年金及び雇用保険の適用があります。

○ 採用時までに給与改定・制度改正があった場合は、それによります。

【問合せ先】

(1) 事務補助	健康対策課	電話 (0859) 23-5452
	長寿社会課	電話 (0859) 23-5542
	障がい者支援課	電話 (0859) 23-5159
(2) 社会福祉法人指導監査事務員	福祉政策課	電話 (0859) 23-5585
(3) 介護保険料徴収及び制度趣旨普及員	長寿社会課	電話 (0859) 23-5540
(4) 老人福祉センター職員	長寿社会課	電話 (0859) 23-5155
(5) 介護保険要介護認定調査員	長寿社会課	電話 (0859) 23-5542
(6) 障害支援区分認定調査員	障がい者支援課	電話 (0859) 23-5547
(7) 障がい者相談員兼手話通訳者	障がい者支援課	電話 (0859) 23-5547